理論と実践の経営財務入門①

財務諸表の徹底理解

I

賃借対照表・損益計算書と
キャッシュフロー計算書の構造と相関を理解する

企画・販売　日本ビジネスドック株式会社
製作・編集　一般社団法人全国経営診断士協会

はじめに

近年、「金融リテラシー」という言葉が、一般的に用いられるようになりました。リテラシーとは、「物事を正しく理解・判断し活用できる能力」のことです。「理論と実践の経営財務入門」と題した本通信講座は、金融コンサルタントのみならず、経営者ならびに経営幹部、ファイナンシャル・プランナーなど幅広い分野の方々を対象として、財務分野における金融リテラシー向上を目指して構成されています。

第１分冊「財務諸表の徹底理解」では、財務諸表の各勘定科目が何を表しているのかを初心者でも理解できるように解説しています。

第２分冊「財務分析手法と応用」では、単に計算式を用いて数字を導くのではなく、その意味するところを、ケーススタディをもとに学んでいきます。

第３分冊「総合的財務力を計る経営診断」では、第１分冊と第２分冊で学んだ知識を活かして、財務諸表の裏側を読み解く目利き力を学んでいきます。

この度、一般社団法人全国経営診断士会では、本通信講座を優秀な成績で終了した受講者を、「CFM財務管理診断士（Certified Financial Master）」として認定することといたしました。

基準は以下のとおりです。

・３回の添削問題を期限までに提出すること

・３回の得点が、いずれも70点以上であること

３冊のテキストを熟読し、それぞれのテキストに準拠した３回の添削問題に取り組むことにより、十分な知識と理解力が身につくことを期待しております。

本講座が、皆様の「金融リテラシー」の向上に資することを願ってやみません。

2016年３　月

一般社団法人全国経営診断士協会

製作・編集代表　藤田雅彦

目次

序　章…… 5
1．財務諸表の役割…… 6
（1）　財務諸表とは…… 6
（2）　財務諸表の種類…… 7
会社法の計算書類…… 7
金融商品取引法の財務諸表…… 7
財務三表…… 8
（3）　財務諸表と複式簿記…… 8
（4）　会計制度…… 9
（5）　企業会計原則…… 9
企業会計原則の目的…… 9
企業会計原則の一般原則……10
2．貸借対照表……15
（1）　貸借対照表とは……15
貸借対照表の表示……15
（2）　貸借対照表の様式……15
（3）　貸借対照表作成の基準……20
流動と固定の区分……20
流動性配列法と固定性配列法……21
総額主義の原則……23
重要性の原則……23
（4）　資産の部……23
資産の評価方法……24
流動資産……26
【キーワード】有価証券 ……28
【キーワード】棚卸資産 ……29
【キーワード】税効果会計 ……33
【キーワード】貸倒引当金 ……33

固定資産……35
有形固定資産……36
【キーワード】リース取引 ……37
無形固定資産……39
【キーワード】減価償却 ……40
投資その他の資産……48
繰延資産……49
（５） 負債の部……50
流動負債……51
固定負債……53
【キーワード】引当金 ……54
（６） 純資産の部……55
株主資本……55
評価・換算差額等……58
新株予約権……58
少数株主持分（連結貸借対照表のみ）……59
３．損益計算書……61
（１） 損益計算書とは……61
損益計算書の原則……62
区分表示……64
（２） ５つの利益……64
（３） 損益計算書の項目……66
売上高……67
【キーワード】収益の認識基準 ……67
売上原価……68
製造原価明細書（または、製造原価報告書）……69
販売費および一般管理費……72
営業外収益……75
営業外費用……75
特別利益……76

特別損失……77
4．貸借対照表と損益計算書の関係……79
（1） 貸借対照表の利益と損益計算書の利益……79
（2） 資産と費用の関係……79
（3） 負債と収益の関係……80
5．株主資本等変動計算書……81
6．キャッシュ・フロー計算書……83
（1） キャッシュ・フロー計算書とは……83
キャッシュ・フロー計算書の目的……83
キャッシュ・フロー上の資金の範囲……83
（2） キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表および損益計算書との関係……83
キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表との関係……84
キャッシュ・フロー計算書と損益計算書との関係……84
（3） キャッシュ・フロー計算書のしくみ……86
（4） 営業活動によるキャッシュ・フロー……86
（5） 投資活動によるキャッシュ・フロー……94
（6） 財務活動によるキャッシュ・フロー……95
（7） フリー・キャッシュ・フローという考え方……97
（8） ３種類のキャッシュ・フローと企業体質の関係……98
7．注記と附属明細表……102
（1） 注記とは……102
（2） 注記の内容と記載方法……102
（3） 注記内容の項目……103
（4） 附属明細表とは……106
附　録（ハイデイ日高財務諸表）……108
索　引……113

序　　章

第１分冊「財務諸表の徹底理解」では、主として、財務三表といわれる貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書を中心に解説していきます。

企業の財務会計には、一定のルールがあると同時に、それぞれの企業の恣意性が認められています。

「理論と実践の経営財務入門」では、基本のルールを学んだうえで、実在する企業がどのようにルールを適用しているのかを確認しながら理解を深めていただく構成にしています。

本テキストでは、具体的企業として中華料理店「日高屋」を全国展開しています「株式会社ハイデイ日高」を取り上げ、公開されている財務諸表をもとに「ケーススタディ」として解説しています。

また、解釈が難しいと思われるところでは、「これで納得!!」のコーナーをもうけており、より平易な言葉で理解を助けるようにしています。さらに、重要な語彙は、「キーワード」のコーナーで詳細な説明を行っております。

また、第１分冊においては、おもに個別財務諸表について解説し、連結財務諸表については、第３分冊で詳しく解説することにしています。

１．財務諸表の役割

（１）　財務諸表とは

財務諸表とは、企業の財政状態や経営成績を明らかにするために作成・報告する書類です。企業には、企業を経営するための資金を出資する人、出資した資金を元に企業を経営する人、融資などをする金融機関などさまざまな利害関係者が存在します。

利害関係者は、

会社の財政状態は健康なのか？

会社は十分に利益を確保しているのか？

運転資金等は十分に足りているか？

などが気になりますが、その情報源として財務諸表があります。

利害関係者と財務諸表の利用目的

利害関係者	利用目的
経営者	経営管理
株主	投資判断
金融機関	融資判断
取引先	経営体力・支払力

利害関係者は、財務諸表をそれぞれの意思決定に活用します。

たとえば、経営者は、自らの会社の経営がどのように推移しているのかを、財務諸表により確認し、次の経営判断の根拠とします。

株主は、自ら出資した会社が十分な利益を出し、配当する余力があるのか気になります。

金融機関は、財務諸表により、自ら融資した資金が十分に活用されているのか、回収に不安がないのかの確認を行います。

取引先は、商品を納入したお金がちゃんと回収できるのかを、財務諸表により判断することとなります。

また、作成された財務諸表を、利害関係者に公開することを「ディスクロージャー」といいます。

（２） 財務諸表の種類

いわゆる「財務諸表」といわれるものには、会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の２つの種類があります。

一般的には、ともに「決算書」といわれています。

◆会社法の計算書類

会社法とは、会社の設立、組織、運営および管理の一般について定めたものです。また、株主と債権者の保護を目的に会社の計算に関する規定を定めています。

その計算書類として、以下の書類を備えることを義務付けています。

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

◆金融商品取引法の財務諸表

東京証券取引所などの証券市場に上場している会社は、投資家保護を目的に会社の状況を報告する義務があります。一般の投資家が、投資対象先の会社を知るすべは、開示書類に拠ることになるため、会社法上の計算書類以上の情報開示が求められています。その報告書類として以下の書類があります。

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

附属明細表

ちなみに、上場企業が開示する重要な書類を、有価証券報告書、略して有報（ゆうほう）といいます。

◆財務三表

会社法も金融商品取引法も会社の状況を報告するために財務諸表の作成を求めています。基本となるのが貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の「財務三表」といわれるものです。

財務三表の役割は以下の通りです。

貸借対照表　・・・・・・・・・・・　決算日現在の財政状態を表す書類

損益計算書　・・・・・・・・・・・　一定期間の経営成績を表す書類

キャッシュ・フロー計算書　・・・　一定期間のお金の流れを表す書類

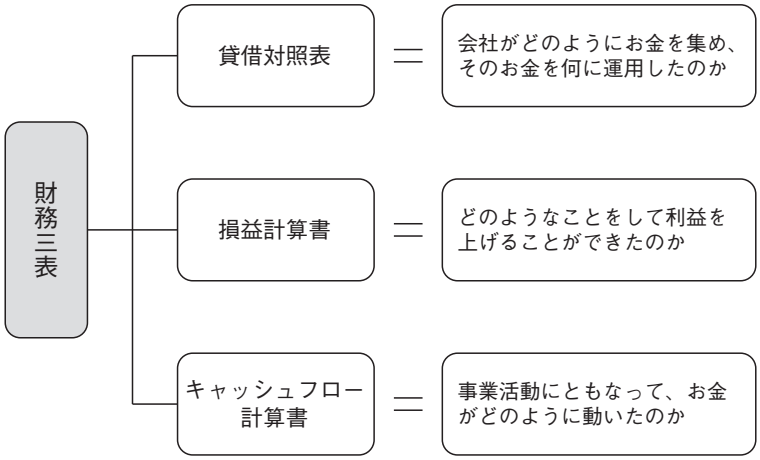

（3）　財務諸表と複式簿記

企業が日々の取引を記録する方法を「仕訳」といいます。また、仕訳を、現金出納帳や売上帳などの関連する帳簿に転記・集計する作業を「簿記」といいます。

簿記とは「帳簿記入」の略語で、英語では、「Book keeping」、帳簿（book）記入（keeping）といいます。

会計取引の事実を記録する場合には、

- 企業の経済活動のすべてがもれなく記録されていること（網羅性）
- 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること（立証性）
- すべての会計記録が秩序だったルールにより行われていること（秩序性）

のすべての要件をみたさなければなりません。

複式簿記とは、全ての取引を、その二面性に着眼して記録していく記帳法です。

取引の二面性とは、取引には原因としての側面と結果としての側面があることをいいます。例えば、建物を現金で購入した場合、建物の増加（資産の増加）という側面と現金の減少（資産の減少）という２つの側面があります。

複式簿記では１つの取引における取引金額を、取引の原因と結果の観点から振り分け、それぞれ同一金額を記録することになるのです。

ひとつの項目に絞って取引を記録・集計するだけの単式簿記よりも、複式簿記の方が手順としては複雑になりますが、資金の収支に限らず全体的な財産の状態と損益の状態を把握できるという利点があります。

一般的には、単に簿記というとこの複式簿記を指します。また、会社の決算報告では複式簿記により作成された損益計算書、貸借対照表の公表が義務付けられています。

（４）　会計制度

日本の企業会計は、会社法、金融商品取引法、法人税法による税務会計の３つの法律により制度化されてきました。

昭和23年に制定された証券取引法（現、金融商品取引法、平成９年施行）、財務諸表の記載に関して、昭和24年に制定された企業会計原則、昭和25年企業会計原則に合わせるため改正された商法（現、会社法、平成７年施行）によって会計制度がなりたっています。

（５）　企業会計原則

企業会計原則は、その財務諸表を作成するためのルールを統一するために制定されました。

◆企業会計原則の目的

企業会計原則は、法令ではなく、企業会計の実務の中で会計慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを成文化したものです。

すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない会計規範としての役割をもっています。

会社法、金融商品取引法、法人税法での企業会計の取り扱いも企業会計原則を重視しています。

◆企業会計原則の一般原則

一般原則は、企業会計における基本的な考え方、目的を表示しており、財務諸表作成の根本となる７つの原則から成り立っています。

①真実性の原則

「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」

貸借対照表、損益計算書により報告される報告は「真実」でなければならないということです。一方、その報告に際して、ある程度企業側にその採用する会計処理について個々の企業に最適なやり方を選択する自由を認めています（経理自由の原則）。すなわち、作成される会計報告は誰がやっても全く同じになるといった「絶対的真実」ではなく、ある程度の幅を持った「相対的真実」であるということです。但し、それはあくまで一般に公正妥当と認められる範囲でのことであって、この原則はその自由性に一定の限界があることを示しています。

たとえば、減価償却費を計算するにあたって、定率法などいくつかの方法がありますが、企業は、それぞれの企業にあった方法を選択して財務諸表を作成することができます。どれを選択するかによって異なった数字が報告されますが、どれも真実な財務諸表ということになります。

②正規の簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」